

委 員 会 記 録 簿  
(開会中)

委員会名	第8回 総務文教常任委員会			
開会日時	令和4年3月2日		10時40分	開会
	令和4年3月2日		15時41分	閉会
場 所	議場			
出席者数	委員定数8名中、出席者8名			
出席委員	山根 温子	武岡 隆文	—	
	南澤 克彦	山本 数博	新田 和明	
	先川 和幸	山本 優	穴戸 邦夫	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市 長	石丸 伸二	副 市 長	米村 公男
	教 育 長	永井 初男	消 防 長	土井 実貴男
	総 務 部 長	行森 俊荘	企 画 振 興 部 長	猪掛 公詩
	消 防 次 長 ( 兼 ) 消 防 総 務 課 長	近藤 修二	教 育 次 長	宮本 智雄
	企 画 振 興 部 次 長	徳澤 政秀	総 務 課 長	内藤 道也
	政 策 企 画 課 長	高下 正晴	警 防 課	吉川 真治
	教育総務課長兼学校統合推 進室長兼給食センター所長	柳川 知昭	生 涯 学 習 課 長	児玉 晃
	子 育 て 支 援 課 長	久城 祐二	住 宅 政 策 課	小櫻 静樹
	危 機 管 理 課 長	河本 圭司	財 産 管 理 課 長	稲田 圭介
	財 政 課 長 補 佐	広瀬 信之	危 機 管 理 課 消 防 団 係 長	岡野 順治
	総 務 課 行 政 係 長	下瀬 秋穂	総 務 課 職 員 係 長	船津 晃一
	財 産 管 理 課 管 理 ・ 営 繕 係 長	大田 拓也	財 政 課 財 政 係 長	沖田 伸二
	生 涯 学 習 課 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 係 長	井木 一樹	政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	森本 貞彦
	出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長	森岡 雅昭	議 会 事 務 局 次 長
総 務 係 長		藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵



## 1. 会議日程

別紙のとおり

## 2. 会議に付した事件

### (1) 議案審査【総務部】

- ①議案第3号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ②議案第4号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

### (2) 報告事項【総務部】

- ①開庁時間の変更について
- ②組織体制の改編について
- ③安芸高田市民間提案制度の策定について

### (3) 議案審査【企画振興部】

- ①議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

### (4) 報告事項【企画振興部】

- ①都市計画マスタープランについて

### (5) 報告事項【消防本部】

- ①北部分駐所の運用の一部変更について

### (6) 議案審査【教育委員会】

- ①議案第9号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例
- ②議案第10号 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例
- ③議案第11号 安芸高田市温水プール設置及び管理条例
- ④議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- ⑤議案第13号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ⑥議案第14号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

### (7) 報告事項【教育委員会】

- ①みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について
- ②中学校統合について

### (8) 陳情・要望等審査

- ①『「島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと」を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知すること」に関する陳情

### (9) その他

- ①閉会中の継続調査について

### 3. 議事の経過

#### 【開会 10:40】

○山根委員長

改めておはようございます。

ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第8回総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元にお配りしておりますとおり、2月24日開会の本会議において付託のあった9件の議案審査及び7件の報告事項。陳情、要望等1件の審査を行います。

議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

○石丸市長。

この委員会では、9つの議案審査と7つの報告があります。

詳細については担当より説明をさせます。

どうぞよろしく申し上げます。

#### (1) 議案審査【総務部】

##### ①議案第3号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○山根委員長

それでは、議事に入ります。

これより議案審査を行います。

議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○行森総務部長。

よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号について要点のご説明をいたします。

本案は、本市の職員男女とも仕事と育児等両立できるよう、勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細は担当課長が説明をします。

○内藤課長。

よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をさせていただきます。

議案書に合わせまして説明資料を提出いたしておりますので、まず、そちらの方からご説明をさせていただきます。

説明資料の方をご覧ください。

まず、1の改正の趣旨です。

記載をしておりますとおり、妊娠、出産育児による職員の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに、仕事と育児等を両立できるようにするため、本市職員が育児休業を取得しやすい、勤務環境の整備に関する措置等を、国家公務員と同様に講ずるものです。

次に2の改正概要になりますが、大きくは2点あります。

1点目は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和です。引き続き在職した期間が1年以

上であるとの要件を廃止をします。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置です。妊娠または出産等についての申し出があった場合における措置等や、勤務環境の整備に関する措置が義務付けになります。

次に3の施行期日ですが、令和4年4月1日としております。

次に、議案書1ページの方をご覧ください。

説明資料で説明をいたしました内容を踏まえ、条例の改正を行っております。右側が改正前、左側が改正後になります。

2ページの第2条及び第17条では、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する改正を行っております。

3ページの第20条及び第21条では、妊娠または出産等についての申し出があった場合における措置等や勤務環境の整備に関する措置を定めています。

3ページの付則において施行期日をお示しております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

育休産休が取りやすくなるようにということなんですけれども、女性の方は当然取られてると思うんですが、現状男性の育児休暇の取得状況をお伺いいたします。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

令和3年本年度になりますけれども、育児休業等ですね取得しておりますのが全体の6%の職員が取得をいたしております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第3号の審査を終了いたします。

## ②議案第 4 号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○山根委員長

次に、議案第 4 号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長

はい。それでは議案第 4 号について、要点のご説明をいたします。

本案は、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴う、災害時の出動や年報酬の支給等について、所要の改正を行うものでございます。

詳細は担当課長が説明をします。

○山根委員長

河本危機管理課長

○河本危機管理課長

お願いします。議案第 4 号について説明をいたします。

本条例は、安芸高田市消防団員の処遇改善を目的に改正するものです。

まず議案書をご覧ください。

議案書の表の右側が改正前、左側が改正後です。

1 ページの最下段改正前の下線部。水火災その他の災害を改正後の下線部災害とし、括弧書きでその種類を具体的に記述をし、以下同じとしております。

2 ページの第 12 条報酬では、国からの助言に基づき、これまでとおりの年額報酬と、これまで費用弁償として支払っておりました水火災、警戒、訓練等の出動、訓練手当を出動報酬に改めるものです。

第 2 項では年額報酬の額を、第 3 項では別表により出動報酬の額をうたっています。金額については、これまでと変わるものではありません。

第 13 条の費用弁償は、出動・訓練手当が出動報酬に変わることで、出張等の旅費などに示すということになります。

第 14 条の支給方法については、新たに設けました年額報酬を四半期ごとに年 4 回に分けて支給することをうたっております。

同条第 2 項では団員が期間の途中において入退団した、あるいは異なる階級に移動した際の月割り計算についてうたっています。

第 3 項では出動報酬も年額報酬に合わせて支給することとし、第 4 項では費用弁償の支給方法について、一般職の職員の例によることとしています。

以下は、各条例番号を一つずつ繰り上げております。

続いて説明資料の方をご覧ください。

1 の要旨、2 の改正内容につきましては、ただいま説明したとおりです。

四角の中の第 5 をご覧ください。

これまでは年額報酬等については一旦各分団にまとめて支給をし、分団から個人に支給されておりました。新年度からは、市から直接各団員の個人通帳へ支払いをすることといたしま

す。

従いまして、この条例施行は大きく2点変わります。

1つは、出動手当や訓練の手当を費用弁償として支給していたものを出勤報酬とし、基本的な年額報酬と成果給的な出勤報酬の2種類として報酬を市は支給していくということ。

もう1つは、条例には直接うたってありませんけども、報酬や費用弁償について、団員個人に直接支給するという事です。

なおこの条例は、令和4年4月1日からの施行としています。以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほど説明資料の方で市から直接支給するというにすることにするという説明でしたけれども、これは各消防団の方はこの変更について、すでにもう通知がいついて承知しておりますでしょうか。

○山根委員長

河本危機管理課長。

○河本危機管理課長

個人に直接支給していくということにつきましては、すでに消防団の会議等でも説明をし、実際に支払うためには個人の方の通帳等の口座番号等が必要になります。

そういったものもすでに集めさせていただいて、準備をしているところです。以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を、起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数 ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で議案第4号の審査を終了いたします。

## (2) 報告事項【総務部】

### ①開庁時間の変更について

○山根委員長

続いて報告事項に移ります。

開庁時間の変更について報告を求めます。

○山根委員長

行森部長。

○行森総務部長

それでは、開庁時間の変更についてということで要点の説明をします。

これまでに働き方改革の一環として取り組みを行っております休日勤務の振り替えや代休の取得、あるいは時差出勤、あるいはワークライフバランスの推進強化月間の取り組みなどに加え、新たに開庁時間を変更することについて報告をさせていただきます。

詳細は担当課長が行います。よろしくお願ひします。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

それでは安芸高田市役所の開庁時間の変更につきまして、提出資料に沿いご説明をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。

1の趣旨、2の実施内容に記載をしておりますとおり、働き方改革の一環として、勤務時間内に効率的に事務を処理することに加え、始業前の準備、終業後の片付け及び、時間外の会議などによる時間外勤務の縮減を目的としまして、令和4年10月1日から、現在の8時30分から17時15分の勤務時間はそのまま、開庁時間を9時から17時とするものです。

3に時間帯別の来庁者の状況をまとめております。証明書を最も発行する本庁の総合窓口課、及び各支所窓口係の証明書発行枚数をもとに、5区分で算出した割合になります。

グラフでお示しをしておりますように、9時から12時が41.9。12時から13時が9.5。13時から17時が44.4となり、全体の約96%が9時から17時に集中している状況であります。

次に、4に開始までに行う事項をまとめております。規則の制定や市民への周知を行うとともに、庁舎内に事務所を構える団体や関係団体との調整を行うことといたしております。以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、ご不明な点等、質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

お伺いしたいんですが、1問1答なので、まず1点目。

職員のお昼時間の休憩ですよね。それはどのようにお考えか、まず1点伺います。

○山根委員長

答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤総務課長

お昼の時間の勤務ですけれども、現在でも交代制で勤務を行っております。これにつきましては現行どおり行っていくことを考えております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

新田委員。

○新田委員

1時間休憩もしくは途中3時とかの休憩を合わせて、1時間はとられているということの理解でいいでしょうか。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

現在休憩時間12時から1時、基本1時間でございますので、その1時間を職員の方で取得をしております。

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

今の民間では人員が削減されるということ、効率よく仕事してく上で、電話で予約もしくはWebでの予約制度をとって、職員さんにその時間だけおっていただくという形も理想かなと思うんですが、その辺自治体としてどのように考えかを伺います。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

民間特に銀行などでも11時半から12時30分の1時間、クローズをお昼の時間されたりして、運営されているところも昨今出て参りました。

今現行で本市の庁舎の運営に関して、そこまでは今のところ考えておりません、お昼の時間は開けて今のような交代で行っていくことを基本としておりますが、今後事務の事業の効率化とか、それから組織のスリム化などを進めていく検討段階において、そのような部分についても検討の材料の一つとしてはなってくると思っておりますけれども、現行では今のままでの運用を考えております。以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

趣旨のところですね、時間外勤務の縮減を目的とするとあります。職員のライフワークバランスのところもさることながら、残業代、今どれくらいあってこれをどうしていこうとしているのかという目標などございましたら、伺いたいと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

暫時休憩をいたします。

10:58 休憩

10:59 再開

○山根委員長

休憩を閉じて再開いたします。

内藤課長。

○内藤総務課長

時間外のほうですけれども、過去3年間を見ても、平成30年に起きた災害がありました。

また昨今はコロナ禍で、事務事業の縮小も進んでおりますので、現在減少傾向にはございますが、やはり今後、そのような事務の再開が見込まれることがありますので、ほぼ横ばいになってくるといふふうに考えていますけれども、今現在、職員1人当たりでは150時間ちょっと、数字が手持ちがないので記憶なんですけど、約150時間、年間ございます。

それを少しでも減らしていく工夫努力というのは、たゆまずやっていく必要があると考えております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、開庁時間の変更についての報告を終了いたします。

## ②組織体制の改編について

○山根委員長

次に、組織体制の改編についての報告を求めます。

行森部長。

○行森総務部長

それでは、組織体制の改編について要点の説明をします。

令和4年4月から重要施策の推進、社会ニーズへの対応、事務事業の効率化及び組織のスリム化に向けた組織の改編をしますので、その体制について報告をします。

詳細は担当課長が説明いたします。

○山根委員長

内藤課長

○内藤総務課長

提出資料の安芸高田市行政機構図のほうで説明をさせていただきます。

今回の提出の資料は、令和3年12月の定例会の安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例を説明させていただく際の市長部局の資料をもとに、議会、教育委員会、行政委員会等に加え、令和3年度と令和4年度を対比したのになります。

一部12月の定例会の説明と重複する部分がありますが、資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、組織及び分掌事務の見直しを行った結果、公営企業部を除く全体では、令和3年度の9部局、5支所、36課室の体制から、監の1増、課室5減により、令和4年度は10部局監、5支所、31課室の体制となります。

次に詳細です。

まず議会ですが、変更はございません。

次に市長部局では、市長直轄機関として、新たに部以外の組織として危機管理監を新設し、

危機管理課を総務部より移管をいたします。

次に総務部では、秘書広報室を秘書広報課とし、情報管理課が分掌する事務のうち、市役所内のシステム管理を財産管理課に、地域情報化の推進を政策企画課に各々所掌をさせ、情報管理課は廃止をいたします。

次に企画振興部は名称を企画部に改め、建設部管理課が分掌する事務のうち、入札契約及び工事検査に関することを財政課に所掌させます。

また、地方創生推進課は、政策企画課に統合いたします。

次に市民部では、環境生活課と人権多文化共生推進課を統合し、新たに社会環境課を新設いたします。

次に福祉保健部では、各課の分掌事務を見直し、妊娠、出産から子育てまでを支援するネウボラ体制を拡充いたします。

次に産業振興部は名称を産業部に改め、生涯学習課が所掌する事務のうち、サンフレッチェ広島と湧永レオリックに関するものを、商工観光課に分掌させます。

次に建設部では、住宅政策課を管理課へ。すぐやる課を建設課へ各々統合いたします。

次に支所では、建設部すぐやる課支所駐在を廃止いたします。

次に消防本部、会計課、水道事業の公営企業部ですが、変更はございません。

次に教育委員会ですが、先に産業振興部で説明したとおりで、その他に変更はございません。

最後に行政委員会ですが、変更がありません。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、ご不明な点等、質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本数博委員

12月の事務分掌条例の一部を改正する条例に、これと同じような表がくっついてるんですが、なぜするんかいうところの、組織及び分掌事務の見直しの概要というところの12月の説明とですね、今、報告している事務分掌の見直しの概要は、何でやるんかいうところが欠落してるんですけど、そこはどういうことで欠落したんでしょうか。

1例で言いますとですね、環境生活課と人権多文化共生推進課を廃止して、社会環境課をするというのは12月に提案がありましてですね、その組織及び分掌事務の見直しの概要の中でですね、市民部のところを読みますと、環境生活課と人権多文化共生推進課を統合し、社会環境課を新設する表現があったそのあとにですね、ダイバーシティを推進するとともに、循環型社会の構築に向けた取り組みを一体的に推進するという説明があるんですね。

12月の組織表には、こっちの今、報告をいただいとる分には、それがいいんですけど、それと比較してみたらですね、今度は福祉保健部のほうには、変更なしだけしかないんですけど・・・。

○山根委員長

1問1答でお願いします。

○山本数博委員

1問ですよ。1問ですよ。

福祉保健部には変更なしですが、今度の見直しの概要には、ネウボラの体制を拡充するという  
組織改編の目的が書いてあるんですね。

で、環境生活課と人権多文化共生推進課の統合については、12月は目的が書いてあったんですが、なぜ今回落ちとるんかはちょっと疑問なんで、そこのところ説明をお願いします。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

説明の冒頭でも少し触れさせていただきましたが、委員ご指摘のように12月定例会ご説明の際に使用した資料、これをもとに作成をいたしておりますので、一部重複する部分もあります。

元に新たなものを作っておりますので、説明のほう12月定例会で説明を加えさせていた部分を割愛した部分もございます。

そういった意味で、差異が少し出ているところがございます。

また、施政方針等が出ておりますので、その中でネウボラの推進、そういったうたっておりますからそちらの方も説明として、加えさせていただいて説明資料の方は作成をいたしております。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の説明じゃちょっと理解しがたいところがあるんですが、今の市民部の社会環境課の新設のところの12月の提案で、ダイバーシティを推進するとともに、循環型社会の構築に向けた取り組みを一体的に推進するというのを、このたびの報告書ではなぜなくされたんですか。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

先般の12月定例会の時の説明資料の中で触れさせていただいておりましたので、今回その部分について、記載はさせていただいてないということで特段理由はございません。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

この組織及び分掌事務の見直しの概要というのは、どっか分掌事務規定だったですか。そこらに

こんな説明のところが大体概要的に載るんですかね。

○山根委員長

答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤総務課長

概要のほうについては、その中には載って参りません。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

建設部すぐやる課の支所駐在を廃止するとありますが、これまで支所のすぐやる課が担っていた事務は、建設関係のものもちろんありますが、獣害関係のものとかですね、不法投棄された廃棄物の処理などもございます。そういったものは、今後どのようにになりますでしょうか。

○山根委員長

内藤課長。

○内藤総務課長

今ご指摘の事務につきましては、本庁の方で集約をし、今後担っていくような形に形態が変わって参ります。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、組織体制の改編についての報告を終了いたします。

### ③安芸高田市民間提案制度の策定について

○山根委員長

次に、安芸高田市民間提案制度の策定についての報告を求めます。

行森部長。

○行森総務部長

それでは安芸高田市民間提案制度の運用について要点のご説明をさせていただきます。

本制度は、この2月に運用指針を制定してございます。

次年度、いわゆる4月以降でございます。5月頃を概ねめどとして、募集を計画しておりますもので、民間のノウハウやアイデアを広く公募し民間活力を導入することで、本市の公共サービスの向上や財政負担の軽減を図っていくものと考えております。

詳細については担当課長が説明をいたします。

○山根委員長

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

本制度の趣旨として、本市では少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えております。

そんな中、事業発案の段階から民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れることにより、公共サービスの向上や効率化、財政負担の軽減などにより、持続可能な行政サービスの実現を図るものとなります。

概要となりますが、民間事業者の方には公募により、本市の施設やサービスなどを活用した新たなビジネスの創出に繋がる提案をいただき、その提案を知的財産として取り扱い、情報保護の上、提案者と随意契約することを前提に事業を行うものとなります。

対象となる提案としては、公共サービスの向上や効率化、財政負担の軽減に貢献するもの。本市の施設や資産、資源、サービスなどを利活用するものとなります。この時、新たな財政負担や業務負担を生じさせない提案であることが条件となります。

ただし、後で投資回収できるものや、本市の政策実現に繋がる提案は受け付けることとしております。

また、対象とならない提案としては、ただ単に事業廃止や価格の引き下げ、既存事業者の交代などは対象としてません。

次に、契約までの流れとなりますが、別に募集要項を定め、募集内容、期間を公表しましたら、希望のある民間事業者と対話により、事前相談・質問等を行い、内容や事業の実現性について協議いたします。

その後、参加申し込みや提案書を提出いただき、参加資格の審査やヒアリング、希望によりプレゼンテーションののち、審査委員会により審査を行い採択となりましたら、事業実施に向けた協議書を交わし、お互いに事業実施準備を行います。

また、本制度は解除条件つき制度であり、予算や議決事項について議会の承認が得られない場合は、無条件で解除されるものとなります。

そして、事業開始に係る諸条件で合意に至りましたら、契約を行い事業実施となるものです。

参加できる提案者は、自ら提案を実施するものとして、企業、NPO 法人等、個人事業主、各種団体、またそのグループとしております。

令和4年度に公共施設及び市が保有する土地建物に関する提案についての公募を行う予定としております。以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、ご不明な点等、質疑はありませんか。

新田委員

○新田委員。

公募されるということなのですが、これは市内の業者なのかまず1点お伺いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田財産管理課長

はい。これはホームページ等で広く募集させていただきますので、市内に関わらず募集という形になります。

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

民間はやっぱり利益追求というのが基本線なんで、その辺が自治体で一緒にやったっていうそういったところは、ホームページ上でもかなりプラスアルファの要因、SDGs っていう部分で言うたら、プラス要因になってくるとは思うんですが、民間のメリットっていうのはどのように今お考えなのか、お聞かせください。

○山根委員長

稲田課長。

○稲田財産管理課長

この提案制度につきましては、民間も利益を得れる。そういった提案をしていただくことで、民間とも行政とも、ウィン・ウインの関係になるような提案をいただいて、お互いにそれを事業を実施するというのが基本です。以上です。

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

最後に1点ですね、今安芸高田市が所有してる財産の指定管理という形で、いろんな団体が管理されてますが、そこも含めてのこれは提案という形で理解していいんでしょうか。

○山根委員長

稲田課長。

○稲田財産管理課長

提案の中がですね、経費の削減に繋がるものなら受けたいと思いますけど、その指定管理者が取って代わるというだけの部分でしたら、提案からは採択にならないという状況になると思います。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今の新田委員の質問に重ねてなんですけれども、もしその経費削減に資するものであれば、特に聖域なく、今指定管理行われてるところでも、提案に応じるというかですね、話を聞いて事業を進めるというお考えで間違いないでしょうか。

○山根委員長

稲田課長。

○稲田財産管理課長

原則的には募集要項の中でこういった施設を募集対象とするという形で掲示をさせています。

ただ、その他公共施設についての提案も、すべてアウトというわけじゃないので、その提案によっては、受け付けたいと思います。以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

民間の活力を活用するというのは、非常に可能性というかですね、活発になっていく可能性があるなというふうに感じるんですが。一方でここで個人事業主だったり、いろんな団体、個人事業主も範囲に含めているというところで、責任をですね、しっかりと全うできるのかどうなのかという評価判断が非常に重要になってくるというふうに考えます。

今、お話を伺いますと、審査委員会を立ち上げてと、こういうような説明があったかと思いますが、その審査委員はどのように集めるのか、今想定されてることがあれば、お聞かせください。

○山根委員長

稲田課長。

○稲田財産管理課長

確かに議員ご指摘のように、その資金計画とかその資金力、それらをしっかり資料提出していただいて審査の段階では、チェックさせていただきます。

審査委員なんですが、一応副市長を委員長として、政策関係部長、提案対象となったその施設等の主務部長、事務局関係部長等、部長を委員として行いたいと思います。

必要に応じて委員オブザーバー、外部からの更新をしていくかもしれませんのでそれも検討していきたいと思います。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市民間提案制度の策定についての報告を終了いたします。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

11:20 休憩

11:22 再開

### (3) 議案審査【企画振興部】

#### ①議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより企画振興部に係る議案審査を行います。

それでは、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長

それでは議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の要点の説明をいたします。

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明資料をつけておりますので、説明資料の1ページをご覧ください。

令和4年度、新たに協定を締結する指定管理者制度導入施設は、10施設で全て再指定による施設です。

指定の年数は、3年間の指定期間のものが6施設、4年間のものが2施設、5年間のものが2施設となっております。

説明資料の2ページ以降には、本年4月1日現在で、指定管理者制度を導入することに至る

全ての公の施設についての一覧表をまとめております。

全 77 施設のうち、施設名に米印がついている 10 施設が、本議案の対象となっております。  
なお議案書には、これらの施設を関係条例ごとに掲載しております。

以上で要点の説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 5 号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第 5 号の審査を終了いたします。

## (5) 報告事項【企画振興部】

### ①都市計画マスタープランについて

○山根委員長

続いて報告事項に移ります。

都市計画マスタープランについて報告を求めます。

猪掛部長。

○猪掛企画振興部長

本市におきましては吉田地域において、都市計画区域が設定されていますが、都市計画法で義務づけられているマスタープランは未設定のままでした。

そのため、令和 3 年度、4 年度でプラン策定を予定していますが、その概要及び今後のスケジュール等について報告します。

詳細は、担当課長より説明をさせていただきます。

○山根委員長

高下政策企画課長。

それでは都市計画マスタープランについて説明いたします。

都市計画マスタープランは、令和 3 年度、4 年度の 2 ヶ年で策定をすることとしております。本日は、その策定の必要性・意義、今後のスケジュールについて説明いたします。

まず、当市の都市計画のこれまでの運用状況を 1 番として挙げておりますが、1980 年、昭和 55 年に都市計画区域の決定をし、吉田町中心部、この市役所の周辺地域になりますけれども、そこに公共下水道事業を実施することを主な目的として、都市計画を策定されました。1995

年、平成7年に法改正による用途地域の変更を行ったのを最後に、都市計画の決定、変更は行われていません。

2番として都市計画マスタープランの策定の必要性意義ですが、第一義的には都市計画区域を擁する市町村は、都市計画マスタープランの策定が義務づけられておりますが、当市は未策定であるため早急に策定する必要があるということです。

また、人口減少が急速に進む状況下で策定するにあたっては、都市計画区域である吉田町中心部だけでなく、安芸高田市全体の都市機能を持続可能にするためにはどうすればよいかということをテーマにする必要があるというふうに考えております。

安芸高田市の人口減少の状況と課題を挙げて、その中で目指すべき都市の姿を示し、市民の共通認識を作るために、この都市計画マスタープランが必要というふうに考えております。

ここで右のページをご覧ください。

これは2月24日に発刊された広報安芸高田3月号に掲載をしたものです。

先ほど申し上げた安芸高田市の現状については上のところに記載をしております。こういった人口減、少子高齢化が進む中では、あちこちに生活を支える機能が点在している状況では、医療、福祉、産業などの生活サービス機能が維持できなくなるということを課題というふうに考えております。

現在検討中の都市構造のイメージとして挙げているのは、人口規模に合わせたコンパクトプラスネットワーク型の都市構造です。コンパクトというのは、身近な地域拠点には日常の生活を支える機能を集約し、中心拠点には大規模商業施設、総合病院などの機能を集約することで、人口減少が進む中でも、生活を支える都市機能をできるだけ維持しようという考え方で

す。ネットワークというのは、市内のどこに住んでいても、地域拠点や中心拠点の都市機能にアクセスできるように、公共交通ネットワークでつなぐという考え方で

す。昨年末、市民の皆様を実施したアンケートでは、日頃の暮らしの中で買い物や通院など、どのくらいの頻度でどこを利用されたかなど、皆さんの市内の利用状況を尋ねています。

そのデータをもとに、どこにどのような機能があるべきかということを検討していきたいというふうに考えています。

左の方のページに戻ってください。

今後のスケジュールとしましては、3月25日に第1回、第2回の都市計画マスタープラン策定委員会を開き、市の現況データ、市民アンケート等による現状分析の結果を共有し、安芸高田市全体の構想をテーマに意見交換しようというふうに考えています。そして令和4年度中には3回の委員会を予定しており、安芸高田市の地域別の構想と立地適正化計画をテーマに意見交換をし、策定をして参ります。

ここでマスタープランの策定にあたって市民の皆さんの生活実態をしっかり把握をするため、市民全戸を対象に実施した市民アンケートですが、配布数1万2,758件に対して回収数は3,885件でした。

また、市民の皆さんとの共通認識をつくることが重要というふうに考えておりますので、広報誌への掲載を軸に、ホームページなどもあわせて情報提供していきたいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、ご不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

説明資料の1枚目の2のところ、都市計画区域が決定している中で、都市計画区域を有する市町はマスタープランの策定が義務づけられているが、当市は未策定ということなんですけれども、この未策定でここまで来てしまった理由をお聞かせ願います。

○山根委員長

答弁を求めます。

徳澤企画振興部次長。

○徳澤企画振興部次長

質問にお答えします。

この2の方に記載されてあるとおり、1992年に都市計画法が改正されて都市計画区域を持っている市町村においては、都市計画マスタープラン、これは都市計画の基本的な方針というんですけど、これを定めるものとするというふうになってます。

92年以降に本市においては、94年に公共下水道の決定をしています。それから95年に用途地域の変更をしています。この公共下水道の区域の決定と用途地域の変更に向けてですね、旧吉田町時代に都市計画マスタープランの案は作成されていまして、この案につきましては広島県とも協議をされて、しっかりと出来上がっていますが、この案に基づいて公共下水道の区域だったり、用途地域の変更がなされていると。この案をですね、実際に公表するというのもって策定をするというふうになってるんですけど、公表はされていないという状況でございます。

その後ですね、1995年以降に都市計画の決定とか変更という案件がなかったところもあってですね、また合併とかもございましたので、その状況のまま、今に至っているというところで、広島県においてもですね、都市計画区域を有する市と町においては本市だけが公表していないというような状況になっていました。

合併から一定程度たっていますので、今回ですね、これ未策定ということが確認されたので、改めて新たな新しいこのマスタープランを策定するというところになったというところですね。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

経緯については今、徳澤次長から説明があったとおりですが。本質的な原因理由をお話すれば、もう端的に都市計画をしなくちゃいけないと、それが大事だという意識、これが欠落してた。これに尽きると思います。

旧町のときに始まったものではあるんですけど、合併して市になって、その時意識を新たに刷新して、そもそも何のために合併するのか議論があったはずなんです。にもかかわらず、都市計画マスタープランが策定されなかった。

何をしていたんだと。その意識がないまま市になって、10数年たったのが今。随所にその弊害が出ていますと感じます。ゆえにこれを機に、そうした意識を一層、刷新改めたいというふうに考えてます。

○山根委員長

他に、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほど経緯の説明の中にですね、案としてはあったものの公表してなくて、正式なものではなかったというような説明だったかというふうに理解しています。

当時の案と、これから練っていく案と当然違うものというふうに考えてよろしいですか。

○山根委員長

徳澤次長。

○徳澤企画振興部次長

1992年の法改正に基づいて、その当時の人口規模だったり、その当時のこの建物の配置用途の状況を踏まえて、かつ、吉田と都市計画区域という、旧吉田町エリアのごくこの一部だけの計画でございましたので、全く別物として今の時代に合ったものを策定したいというふうに考えています。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

マスタープラン作成にあたりまして、策定委員会が組織される。今延期になっている状況だと思いますが、この人選はどのようにされてますでしょうか。

○山根委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

人選につきましては、学識経験者としまして都市計画の専門の大学の先生でありますとか、それから交通の関係の専門の方2名に、それぞれ1名ずつ2名に入らせていただくことにしております。

そして、市内の関係団体としまして、JAでありますとか、商工会など、7団体の関係団体の方に、市の全体の商工業・農業・産業に関わる方からの意見をいただくために入らせていただいております。

それから地元代表としまして、6町の関係の市民代表の方、地域の振興会の方になりますけれども地元代表の方、それから県の関係団体ということで都市計画関係の方とそれから地域力創造課のほうから入らせていただく。

そして市の方からは副市長に入らせていただいて、全部で18名の構成でございます。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

今、JAとかですね商工会とか、7つの団体だったんですけど、その全てちょっとご説明いただけますでしょうか。

○山根委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

すいません。先ほど18名と申し上げましたけども、17名の誤りでございました。

関係団体が7団体というところが、これが6団体でございまして、まず1つ目が安芸高田市

農業委員会、次に安芸高田市医師会、JA 広島北部農業協同組合、そして商工会、地域振興事業団、安芸高田市工業会。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員

このマスタープランを進めていく中で、大きな課題っていうのは何かありますか。今出ている課題。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長

先ほど資料の中にも挙げましたように、人口減少が全体としてどんどん進んでいく中で、都市機能をこのままでは維持をすることが難しいので、どういった形に将来の10年20年先を見据えてですね、どのような配置であるのが最適かということを示していくことが、目的としております。

確認をしていくというふうな作業になっていくかとは思いますが、どのような形が最適かというところを示していくところになります。

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

あと気になるところなんですけど、例えば50年、60年、70年前の例えば頭首工とか、農業用排水路とか、この土地が不明だとかですね、その辺はもういろんな関係団体と打ち合わせしていくので大丈夫ということの理解でいいかどうか、その1点伺います。

○山根委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

今おっしゃった、農業関係の施設であったかなというふうに思いますが、そこは農業のところで個別の検討になろうかと思えます。

基本的には市民の皆さんが、日常の生活を送る中で必要な機能を維持していくために、どういった方針で進めるべきかということになろうかと思えますので、農業について個別のということは、入ってこないというふうに考えております。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

はい。先ほど質問しました策定委員会ですが、男女比をお伺いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下課長。

○高下政策企画課長

全員男性でございます。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

そうだろうなと思って聞いたんですけども、女性の意見あるいは子育てや教育の分野で、都市を全体どう計画をしていくかというところに、その視点が欠落していくような思いがします。

そのあたりをどのように補いますでしょうか。

○山根委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

委員の構成は男性ばかりというふうになりましたが、そういった今ご指摘のあったところも念頭に置きながら、しっかりと意見を集めていきたいと思えます。

○山根委員長

徳澤次長。

○徳澤企画振興部次長

少し補足させていただくと、委員の意見というのは、各そういった役割の中でですね、組織の役割の中でいろいろ意見をもらうんですけど、当然ながら市民のニーズっていうものを例えば今回調査したアンケートであったり、今後案については、パブリックコメントというようなものも出してですね、広く意見をいただきたいと思っていますので、その中でそういった女性の意見というのも、しっかりと反映できるというふうに考えてます。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

補足といえますか。認識を少しそろえさせていただければなと思います。

今、徳澤次長から説明はありましたが、委員というのはそれぞれの立場、所属に基づいて、見解を述べるというのが仕事です。その際に性別は関係ありません。基本的に。

たまたまこの町の構成として全部男性になってますが、それはまたそれぞれの各団体の問題であろうという認識を持っています。

○山根委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、都市計画マスタープランについての報告を終了いたします。

ここで換気のため、11時50分まで休憩といたします。

11:43 休憩

11:50 再開

#### (4) 報告事項【消防本部】

##### ①北部分駐所の運用の一部変更について

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより、消防本部に係る報告を行います。

北部分駐所の運用の一部変更について報告を求めます。

土井消防長。

○土井消防長

それでは、北部分駐所の運用の一部変更について概要の説明をいたします。

北部地域の消防体制の充実を図るため、北部分駐所の運用時間や消防ポンプ自動車を試行配備するなど、令和4年度から運用の一部を変更するものです。

内容については、資料をもとに担当課長から説明をいたします。

○山根委員長

吉川警防課長。

○吉川警防課長

それでは説明資料に沿って、説明いたします。

説明資料をご覧ください。

初めに、北部分駐所の開設と現状について説明いたします。

平成19年4月に市の北部地域の消防業務を充実させることを目的に、救急隊の運用を平日の9時から16時までとして開所をいたしました。

本年度末で15年が経過し、これまで約25%の救急事案に対応しています。令和3年中に関しては、約36%のカバー率となっております。

次に運用の変更点についてですが、2点あります。

1点目は、北部救急隊の運用時間について、これまで9時から16時までの7時間でしたが、45分延長し7時間45分とします。

さらにこれまでは、救急車を北部分駐所に常置していましたが、来年度からは本署に常置し、本署から北部分駐所まで朝夕往復することにより、その移動中も北部地域での救急事案に対応できるように変更いたします。

次に、2点目消防ポンプ車の配備についてです。

本年度消防ポンプ車を更新しましたが、更新後のポンプ車は廃棄をせず北部分駐所に配備し、北部地域で発生した火災については北部救急隊員が乗り換え運用し、対応することといたします。

最後3点目、北部分駐所の閉鎖についてです。

新型コロナの感染拡大により、職員が罹患した場合の業務継続については、すでに作成済みの新型インフルエンザ業務継続計画に基づき対応しておりますが、具体的には記載のとおり①②③の手順で消防体制の維持を図ります。

その他、市内において大規模な災害や、緊急消防援助隊として出動した場合なども同様に、本署の体制維持のため北部分駐所を閉鎖せざるを得ないということにご理解をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、ご不明な点等、質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今、最後のところですね、大規模な災害があった時には北部から出動することがあるという説明だったかと思うんですけども、その基準というのはどれくらいの災害、何が起こった時にはここから出るというふうになってますでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

吉川課長。

○吉川警防課長

北部分駐所から出動するということですか？閉鎖する場合ですね。はい。

市内において大規模な災害ということで、全署員、あるいは非番も対応するような災害が数日間続くようであればですね、北部を閉鎖するということもあるということでございます。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、北部分駐所の運用の一部変更についての報告を終了いたします。

ここで13時まで休憩といたします。

11:55 休憩

13:00 再開

## (6) 議案審査【教育委員会関係】

### ①議案第9号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより、教育委員会に係る議案審査を行います。

先に、教育長よりご挨拶を受けます。

永井教育長。

○永井教育長

本日は、生涯学習課に係る議案6件。教育総務課に係る報告事項2件をご審議いただきます。

どうかよろしくお願いをいたします。

○山根委員長

それでは、議案第9号「安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは、「安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例」について説明いたします。

本案は、吉田サッカー公園と吉田温水プール、属性の異なる二つの施設について定めた条例です。それをそれぞれの条例として新たに制定するために廃止をするものです。

詳細については、生涯学習課長が説明いたします。

○山根委員長

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

よろしく願いいたします。

議案第9号から11号までは関連がありますので、説明資料を一つにまとめて、お渡ししております。

説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず議案第9号、安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例でございますが、1ページの1従前の条例の廃止理由です。先ほど教育次長が申し上げたとおり、それぞれ属性が異なりますので、このたび個別の条例とするものでございます。

説明は以上です。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号「安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例」の件を、起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第9号の審査を終了いたします。

## ②議案第10号 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例

○山根委員長

次に、議案第10号「安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは「安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例」について説明をいたします。

議案第9号で廃止いたしました「安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例」に基づき、新たに新規にサッカー公園の設置管理条例を制定するものです。

詳細については生涯学習課長から説明をいたします。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

引き続き説明資料をご覧いただきたいと思います。

2 (1) のアでございます。

後ほどの温水プールとの関係でございますけども、2つの施設の共通の変更点としまして、施設名称から吉田をなくします。それぞれサッカー公園の方は安芸高田市サッカー公園、温水プールの方は安芸高田市温水プールといたします。

サッカー公園の主な変更点ですけども、(2) ウ施設のうちグラウンド以外はプロサッカークラブチームの専用施設とします。これは第9条第2項に、天然芝グラウンド及び人工芝グラウンド以外の施設は、サッカー公園を練習拠点として使用するプロサッカークラブチーム以外は、利用することができないと規定をしております。ただし指定管理者の判断によりまして、一般に利用をさせることができます。

次に (2) のエです。

管理棟調理室の利用料金は、トレーニング室をはじめ基本的にはプロユースの施設であることを考慮いたしまして料金を設定をしました。

グラウンドについても、プロサッカークラブチームの練習拠点であることを考慮し、広島広域公園の天然芝グラウンドの第1球技場、人工芝グラウンドの第2球技場を参考に料金を設定をしております。具体的には、広島広域公園の料金の端数を切り上げた額としております。

(ア) から (エ) まで、それぞれ変更前と変更後の料金等を表にしております。

なおトレーニング室につきましては、専用利用の際の料金を新たに規定したところです。

また2ページの (エ) 備考の記述として、人工芝グラウンドの夜間照明は2割増しの料金とすることを新たに規定をしております。

説明資料をめぐっていただきまして4ページです。

補足になりますけれども、令和4年4月1日から地方自治法第180条の7の規定に基づきまして、サッカー公園の整備及び管理運営について、産業振興部商工観光課に補助執行をさせるものです。

教育委員会ではすでに、小中学校の児童生徒の転入転居の届け出に伴う学校の指定通知書の交付に関する事務を、市民部総合窓口課に補助執行させている例がございます。

令和4年度から株式会社サンフレッチェ広島が、サッカー公園の指定管理者となる予定でもあり、株式会社サンフレッチェ広島、クラブチーム、安芸高田市が一体となって、チームの練習拠点であるサッカー公園の整備管理運営、観光資源としてのプロモーション活動と観光振興等の他施策への活用や連携を一体的に推進するため、教育委員会の職務のうちサッカー公園の整備管理運営について、産業振興部商工観光課に補助執行させるものです。

なお、あくまで補助執行であり、教育委員会所管の条例、教育委員会規則のもとで管理運営を行うこととなります。決裁につきましては、産業振興部長の決裁権限を超えるものは、教育長、あるいは副市長、市長が決裁することとなります。

説明は以上でございます。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

トレーニングジムについてお伺いします。

これまで市民が活用できたかと思うんですけども、今後は使えなくなるという認識でよろしいでしょうか。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

先ほど説明しましたとおり、基本的にはクラブチームの専用施設ということになります。

ただし使用料金も設定をしておりますし、指定管理者の判断によりまして、例えば他のスポーツ団体に貸し出しをすとか、例えば大学の合宿等で貸し出しをしようというような判断をされればですね、一般利用はもちろん可能ということになります。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

次ですけれども、主な使用者がサンフレッチェ広島になってくるかと思うんですけど、サンフレッチェ広島が指定管理を受けるということで、使用料はサンフレッチェ広島が払ったものがサンフレッチェ広島の収入になるということなんですかね。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

条例の5ページ。使用料の特例をご覧くださいますと、第11条の規定に係るサッカー公園を練習拠点として使用するプロサッカーのクラブチームが、サッカー公園を使用する場合の使用料の額は年額4,000万円を上限として、納付について必要な事項は市長が別に定めると規定をしております。

これは指定管理にかかわらずですね、サンフレッチェ広島が支払う使用料は、市の方で歳入するということになります。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

使用料ですよ。管理する方が自己申告で使用料を市に伝達するような流れになるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりは信頼関係なんだと思うんですが、チェックの仕組みがあるのかないのかお聞きします。

○山根委員長

答弁を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

今、使用料という話をさせていただきましたが、これはサンフレッチェ広島と協定書を結んでおります。それで金額が定まっております。

最新の協定書による金額につきましては、平成20年7月8日に使用協定書というのを変更で結んでおります。その時に吉田サッカー公園ですが名前はその当時は、総額で4,000万円というふうに、そういうふうに結んでおります。

またその内訳は、500万円部分はグラウンドの改修費として積み立てるというふうにしておりますので、先ほど委員から質問がありましたように確認とかいうのではなく、もう金額は決まっただけということでご理解いただきたいと思います。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

ちょっと利用料のことで質問したいんですが、天然芝のグラウンド、人工芝のグラウンドいづれにしてもですね、以前よりべらぼうにちょっと高いような気がするんですが。

今言われたように説明資料のエのところですか、(2)のエで基本的にはプロユースの施設であるという考え方で、一般への貸し出しはこんだけ上げてもええんじやというような考え方で金額を定められたのかと思うんですが、その辺の考えを教えてください。一般に対する利用者に対する考えですね。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

プロの使用云々というよりもですね、ああいうたぐいの品質、広さの施設を供用しよう提供しようとした場合に、コストに見合った使用料利用料を取る必要があります。今までは逆にべらぼうに、安く定められてたというのが実際です。

あのような価格帯であればどの施設が使えるというのは、ちょっとこの先どうやって運営していくんだろうと、全く持続可能じゃない形でした。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

この条例です、第1条にスポーツの普及及び振興を図りというのがあるんですが、スポーツの普及を図り振興という部分と今市長の言われた考え方じゃ、なかなかマッチせんのかあないかと思うんですが。

もう一つは、これは今の私の思いを言うたことにして答弁はいいんですが、第11条の利用料金、類似施設との均衡等を総合的に考慮して定めるというのは、今の広域公園が対象というふうに説明がありましたけど、他の三次のほうの施設とか他の施設というのは、検討材料に入らなか

ったんでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

他の類似施設を参考にしたのかという質問ですが、もちろんそちらも見ております。

例えば三次のグラウンド、照明施設については規模も見まして、廿日市にもサッカー場があるんですけども、それらを参考にしております。

先ほど利用についてちょっと補足といいますか説明させていただきますと、利用料金確かに高くはなりましたが、市民利用ということであれば減免基準もございますので、そちらの方を適用しながら指定管理者が判断していくということになろうかと思えます。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

山本数博委員。

○山本数博委員

今この案をもらった時にですね、だいぶびっくりしたんですが、類似施設との均衡は相応に考慮してというのと、目的ですねこのグラウンド設置の目的のところを読んだら、スポーツの振興に本当になるんかというところがあったものですから、広島の県営グラウンドの使用料を調べたんですね。

県営グラウンドのメインのスタジアムがありますよね、陸上競技場とその中でサッカーしようと思ったらできるんですが、その利用料金なんかは入場料無料のときですね、1時間につき3,770円、半日につき1万1,320円なんですよ。普通の日で1万7,000円から2万6,000円ですか。もうちょっと比べようもないくらい高いので、ほんまにスポーツの振興になるのかなというふうに思うんですけど、ここらはどういうふうに思われますか。

サッカー公園だけを対象にされたんでしょうが、廿日市も見られた三次も見られたという話ですが、県営グラウンドの広いところ、大きな大会でも開かれるような競技場はですね、うちの設定した金額より低いというのはいかかなんかかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

1つ申し上げますと、利用料金についてはこの条例に定めた額が上限で、これから指定管理者が定めるということになります。

これはあくまでも上限ということをまずお伝えをしまして、このサッカー公園ですけれども先ほど言いましたように、これからサンフレッチェ広島が指定管理者となって安芸高田市と一緒に観光的な面も含めてですね、練習拠点、あるいは安芸高田市マザータウンとしての位置付けを強化していくという意味合いも強いんだと思えます。

もちろん市民の利用のことを考えなくてははいけませんけれども、これまでも天然芝グラウンド、あるいは人工芝グラウンドについては、トップチームとユースチームが主要に使っていたという現状もあります。

そういう中で市民のスポーツ振興、あるいは交流の場としての活用を考えたときには、先ほども申しあげましたように、これは減免規定が市の基準でありますのでこれらも活用しながら、市民の方に活用していただくということになろうかと思えます。以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

自分の知ってる範囲では、人工芝のところ少年野球のチームがですね、秋に招待試合を1日かけて毎年やりよるように見とるんですが、これなんか見ましたら日曜日にこれどうなるかわからんですよ。市長と管理者が協議して料金決めると言われているんですが、もしこのままでいきましたら、5万1,000円なるんですね、9時から5時までの利用料が、この上限の金額で使うように言われたら5万1,000円なんです。少年野球が招待試合で使っているんですけど、これらについては、今言われる減免規定があると言われたんですが、その辺はどのように規定されたんがあるんですか。

減免規定の中身は、どっかに示されとるのを、今みたいな少年野球の分の関係はどうなってるんか教えていただきたいと思えます。

○山根委員長

答弁をお願いします。

宮本次長。

○宮本教育次長

減免規定につきましては、安芸高田市教育委員会所管施設の使用料減免規定というものを設けております。教育委員会の規定です。その中に使用料の減免、第2条というものがございませぬ。

そこに表があるんで、全部を申し上げるのはなかなか難しいんですが、市とか教育委員会が主催または共催の事業は全額免除とかいうふうに定めておりますので、事業される場合はご相談をいただければというふうに考えます。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の市民が使う団体、特に団体だろうと思えますけど、そういったときに今の減免規定が適用になるのかなというところが若干ありますよね、相談してください言うて、市とすれば後援もできない何もできません言われたらどうなるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

今の共催、市が教育委員会が共催するとか主催するというものですが、それ以外にも例えば、市または教育委員会から補助金等を受けてる団体が生涯学習の推進、地域文化の振興または社会福祉の増進を目的として使用するときとかいう規定も設けておりますので、どれに該当するかというのは、その都度判断になると思っております。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

この値段が最高限度額であって、金額は別にまた市長と協議して決めるということになるんですが。言ったようにですね、スポーツ少年団が借りて独自で招待試合なんかしとるということが去年もやりましたが、利用というのは野球しか私も知りませんが、そういうことがされとるんですね。

そういうことが、高くなったから使うグラウンドがなくなったんじゃないというような途方に暮れるようなことにならんように、減免規定の中ですね、市内の団体が使うときにも、減免になるようなことも考えとっていただきたいというふうに思います。

そこらのところは、今、読めばわかるかもわかりませんが、その辺も考慮したような減免規定にされるような考えがあるかないか一言回答をお願いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

減免規定につきましては、内容等今後も見直していく考えは思っております。

それから先ほど申し上げた、ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、一応委員が言われた1例でスポーツ少年団と言われました。これが市のスポーツ少年団に属されとる団体でしたら、当然補助金が出とる団体ということで、減免規定の対象になるというふうに考えます。

それですので条件いろいろありますのでその都度ご相談をいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

細かいところなんですけども、委員ずっと野球野球言われるんですが、これサッカー公園なのでサッカーですよ。

それとも本当に野球、スポーツ少年団の野球がされてたとおっしゃるんですか。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

先ほど言いましたようにね、人工芝の広場。人工芝のほうで、招待試合を毎年されております。去年もされております。以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

議事を進行してよろしいですか。

他に質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

今のお話の流れで1点確認なんですけれども。

現在スポーツ少年団サッカーチームが週に3回ぐらい練習されてるかと思うんですけれども。人工芝のほうですね、そちらは変更ないでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

井木生涯学習課文化スポーツ振興係長。

○井木生涯学習課文化スポーツ振興係長

その練習に関しては人工芝のほうで変わりなく行います。以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

わかりました。

全体的なところではあるんですけども、このたびサンフレッチェ広島に指定管理団体が変わるということで、サンフレッチェ広島との話し合いの中でですね、サッカー公園を含めてどのように今後展開していきたいというような話があったのか、お聞かせいただければと思います。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

まずは当たり前なんですけども、サンフレッチェこれはトップチームとユースも含めてですね、それがしっかり練習できる場所、その拠点としての位置付けです。

要は、サンフレッチェに強くなってもらうというのが施設の意義。一番大きな意義になりますのでそれを最重視しています。

それを実施、叶える中であの場所というものを、例えばファンとの交流ですね、副次的な効果としてそういった商業的というんでしょうか。そういった収益性のあるものを付け加えていきたいというふうに、これはサンフレッチェと安芸高田市の意向として確認をしています。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本優委員

いろいろ意見が出ておりますけども、先ほどからもありますがスポーツの普及及び振興を図りということがあります。

それと、多目的な利用により市内を含む広域を対象とした交流の場に供するためという目的で作られておりますが、サンフレッチェに指定管理を任せたとということで、先ほどから出ております利用料金、上限ではあります先ほどの減免規定についても、これはサンフレッチェとそういう減免規定、使うたびに幾らに安くするかというような話し合いをするんですか。もう決めてあるんですか。

民間に使わせる場合、教育委員会関係だったら減免規定があると言うけども、そのことについては指定管理者としっかり協議されていますか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

減免の規定のことにに関してですけども、これまでもそうであったように、基本的には教育

委員会の減免基準に沿って減免していただく、そのこともお話をさせていただいております。以上です。

○山根委員長

山本優委員。

○山本優委員

教育委員会が決めるんですか。指定管理者の権限じゃないんですか。

そこらはどういうふうになるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

減免の該当するしないは、当然教育委員会にある規定で決めます。以上です。

○山根委員長

山本優委員。

○山本優委員

それ減免規定でやるのはわかりますけども、指定管理を受けてるサンフレッチェとの料金協議についてはどういうふうにするんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

料金協議、減免のことに関しての料金でよろしいですかね。

それは市の先ほど申しましたように教育委員会の減免基準をお示しして、話を協議をさせていただいて決めていくと、理解していただくということになるかと思えます。以上です。

○山根委員長

山本優委員。

○山本優委員

使用料金については、教育委員会の減免規程と指定管理者で二重にできる。二重になるんですか。

減免は教育委員会が値段を料金を決める。普通の利用料金は指定管理者が決めると。

決めて全部、最終的には市長が承認するようになってるでしょ。そこはちょっと減免、教育委員会と指定管理者との関係はうまく話し合いはできとるんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

指定管理施設以外の、例えば小中学校の開放にかかる体育館であったりグラウンドというのは、条例のほうに利用使用料がこの額だというふうに決まっています。

この指定管理に係っては、条例に書いてあるのはあくまでも上限の額です。それを指定管理者、市が協議をして利用料金を決めるのは減免前のその施設の利用料ということで、ですからその委員おっしゃられるように、その二重になるというのが当てはまるかどうかわからないん

ですけれども、実際に指定管理者の方で定める利用料は、指定管理者が定めると基本的なところですね、利用料。その額から次は減免基準を適用して、減免された額をその都度どれに当てはまるかということを判断して、利用者の方に請求をするということになります。

その二重になるというのがどの部分を言われるのかわからないんですけども、たてりはそういうふうになっています。以上です。

○山根委員長

山本優委員。

指定管理者が料金を決めとるのに、教育委員会が減免規定によって値段下げられるということですよ。

減免規定にして下げた場合、使用料金のその差額は指定管理者に入らないわけでしょ。そういうことでしょ。

指定管理者は使用してもらっとるんだけど、利用料が減免規定見て半額にされたら、指定管理者の収入は少なくなるわけでしょ。その点はどういうふうに考えとってですか。

○山根委員長

宮本次長。

○宮本教育次長

今、委員がおっしゃられることにつきましては、現状等変更を考えておりません。

現状もそういう形で契約をしてやっております。今後のサンフレッチェ広島との契約も、条例等を遵守していただくという条件も当然ありますので、承知の上で受けていただくというふうに考えております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

今の減免のことで聞きよったらわからないようになってきたんですが。

要はこの第12条の利用料金の減免というところ、こうなるんじゃないかって具体的に説明してください。

指定管理者が利用料金を減額または免除することができる。こう書いてあるんですね。

教育委員会は全く関与できんのに、指定管理者がいうて書いてあるんで、ここのところを具体的に、今、教育委員会が減免規定が対象になるというて言われるんですけど、ここのところ、それとの関連で具体的教えてください。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

利用料金の減免は第12条にありますように、当然指定管理者の判断で利用料金の減額免除するわけですがけれども、その根拠となるのが先ほど来申し上げております安芸高田市教育委員会所管の施設の減免基準を適用するというのを、今回規則の方も改正をする必要がありますので、今のところと言えば規則の方でその旨を定めようと思っているところです。

これまでも教育委員会の減免基準に従って指定管理者、指定管理施設もですね、減免してき

たという経緯はございます。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

間違いがあったらいけないので再確認しておきますが、指定管理者が使用料金を減額または免除するときは、教育委員会が持っている減免規程ですね、それに沿って指定管理者がやるんじゃないかと。

こういうことで理解してもいいですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

そうです。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 10 号「安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で議案第 10 号の審査を終了いたします。

### ③議案第 11 号 安芸高田市温水プール設置及び管理条例

○山根委員長

次に、議案第 11 号「安芸高田市温水プール設置及び管理条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

それでは「安芸高田市温水プール設置及び管理条例」について要点を説明いたします。

議案第 9 号「安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例」で現在の条例を廃止するため、新規に温水プールの設置管理条例を制定するものです。

詳細については担当課長が説明をいたします。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

それでは続いて説明資料の3ページ(3)をご覧くださいと思います。

温水プールの従前の条例からの主な変更点ですけれども、ア、休館日を水曜日から月曜日に変更します。

これは近隣の他の温水プール、電光石火三次パーク、安佐北区スポーツセンターの休館日が水曜日であることから、異なる曜日を休館日にするにより、これらの施設利用者が水曜日に本市の温水プールを利用していただけるとの考えでございます。

次に(ア)施設の利用料金です。

変更後におきましては、やはり近隣市町の温水プールの利用料金を参考に設定をしております。

先ほどのサッカー公園も同じですが、繰り返しになりますけれどもこの料金は条例における利用料金の上限額です。実際には指定管理者がこの額の範囲内において料金を定めることとなります。説明は以上でございます。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

プールの休館日を水曜日から月曜日に変更するということですが、曜日別で利用者の数を見た時に、水曜日が他と比べてどうなのかということをお伺いしたいと思います。多いのか少ないのか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

曜日別の利用状況でございますけれども、水曜日はこれまで休みでしたので水曜日の統計はありませんが、この次から月曜日になるということで、平成31年度の状況を見てみますと、1日1時間当たりの利用人数ということで言えばですね、月曜日が約9人。火曜日が11人。木曜日が12人。

金曜日が13人、土曜日が12人。日曜日が10人ということになっています。

大きな違いはないんですけれども、月曜日がこの統計で見ると一番少ないという人数になっています。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

ちょっと危惧するんですけど、これを指定管理料を市が払ってやっていきよるんですが、収入はその指定管理者がもらうようになってますよね。

要は100円の値上げなんですけど、負のラスパイレスで値上げによって行くものが減るといって、逆に指定管理料をえっといえるようになる。

こういうこともちょっと危惧するんですが、指定管理料とこの値上げとの関係ですよ。そこらの方はどういうふうに検討されてこの結論に至ったのか。そこんとこ説明をお願いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

まずラスパイレスは物価の計算の方法ですね。スパイラルが正確だと思います。

その上でお答えをしますと、こうした施設、特にうちのこの施設に関しては、価格競争という状態にはないという認識を評価をしています。

安いからたくさん使おう高いからやめておこうという一般的な原理はありますが、ここにおいては強く働いていない、ゆえにこの料金の改定ですね、値上げなんですけどもこれは受益者負担。それに照らして、適正な変更だというふうに捉えています。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

今の市長の答弁は、指定管理料との兼ね合いは考えてなかったということでもいいんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

すいません。質疑の趣旨がちょっとよくわからないんですが、どういう意味でしょうか。

○山根委員長

山本数博委員

○山本数博委員

使用料の値上げは、利用者の状況を判断して100円の値上げしたように今、聞こえたんですけど、総体的な管理料との兼ね合いはまた別の話だというふうに聞こえたんですが、管理料があれだけいるのだから、料金も上げて管理料も減らすというような考え方もありますよね。

今、市長の話しを聞いたら、その利用者は受益者負担を考慮して値上げを考えたと言われた。

管理料との兼ね合いは、考え方の中になかったのかなというふうにしか聞こえんのんですが、そういうふうにその質問したんです。以上です。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

もういっぺん整理をして、教えてもらっていいですか。

つまり何を聞かれないんでしょうか。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

温水プールの指定管理料がいりますよね。

指定管理料を値上げによって管理料の負担額を、減らすような考えがあったんかどうかというのを聞いたかったんですよ。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

行政に詳しくない方だとちょっと想像が難しいかもしれないんですが、指定管理施設というのは、収入二通りしかありません。自分で稼ぐか。指定管理料として行政が出すかです。

利用者からの料金が動くということは、当然その反対がですねもう一方、指定管理料にも影響をおよぼします。

○山根委員長

よろしいですか。

山本数博委員。

○山本数博委員

指定管理料と料金アップは関連しとるという返事があったんですが、100円の値上げというのが、利用者と指定管理料とその辺を考慮した上での100円の値上げということで理解していいですか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

そのように申し上げてきたつもりです。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほどの答弁で市長の方からですね、この施設については価格競争の原理が働いていないというようなことがあったかと思うんですけども、その根拠ですね、どのようなところからそう判断されたのかお聞かせください。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

安芸高田市内に代替の施設がないからです。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

B&Gをはじめ、温水プールというのが他にあるかと思うんですけども、その代替とならないと考える理由をお聞かせください。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

屋内の温水プールは安芸高田市においてはこのみとなっております。要は年中使える温かいプ

ールですね。

B&Gとか、夏場だけ空いてたりもするんですけども、それとはやはり性質が異なるという理解をしています。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

安芸高田市内でという前提のお話をされてるかと思うんですけども、価格でですね、三次とか他の市町のプールとの比較をされてると思うんですけども、そのあたりは考慮に入れない、入れたそのあたりのことをお聞かせください。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

この今回の料金設定、これはあくまでも上限額なんですけども、これを設定するにあたっては近隣の施設の料金を参考にしています。

申し上げますと、電光石火三次が、大人が410円。安佐北区のスポーツ公園ですかね、490円。千代田運動公園が400円となっております。

いずれも従来の安芸高田市の温水プールよりも高い料金となっております。

これを考慮しながら今の上限額の中で指定管理者が、協議の中で決めていくということになるかと思えます。以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号「安芸高田市温水プール設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で議案第11号の審査を終了いたします。

#### ④議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

○山根委員長

次に、議案第12号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

それでは、「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」について要点を説明いたします。

本案は昨年12月に取りまとめた市立図書館の今後についてに基づき、図書館の開館時間の改正を行うとともに、その他休館日等について所要の改正を行うものです。

なお、議案の詳細については担当課長が説明をいたします。

○山根委員長

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

それでは説明資料をご覧ください。

一部改正の内容ですが、主要には休館日と開館時間に関する規定を条例から外すものとなっています。今後は休館日と開館時間を教育委員会規則に規定をいたしますけれども、あわせて内容の改正を行いますので、その内容につきまして説明資料に表にしております。

なお説明資料の内容は改正後の内容ですので、改正前の内容は、議案の新旧対照表の改正前の表をご覧くださいと思います。

まず1. 休館日です。

休日は月曜日に変更がありません。祝日の変更がありませんが、従前は5月3日から5日までのゴールデンウィークの3日間を、こどもの日とこどもの読書週間に合わせて開館をしていましたが、今後は5日に集約して開館をすることといたします。

その他の休館日として、(1) 資料整理日は、従前は毎月第2金曜日として、通常の開館日を臨時に休館をしておりましたけれども、休館日の月曜日に月1回行うように改正をいたします。(2) 特別整理期間については変更がございません。

次に2. 開館時間です。

開館時間につきましては、教育委員会方針市立図書館の今後についてでお示しをしましてとおり、中央図書館においては平日の開館時間が19時までであったのを18時までに、八千代美土里高宮図書館におきましては、平日は午前11時から午後5時30分までに、土曜日日曜日は午前10時から午後4時30分までに開館時間を短縮するものです。

条例から規則に規定を移す理由ですが、今回開館時間の短縮を行いました。これからの利用状況等を勘案しながら、開館時間や休館日の変更を図る可能性もあることから、機動的に対応が図れる体制とするためです。

最後に2ページ、3. 手数料。

図書館において行う図書資料の複写コピーの料金について、条例では上限の額としまして、規則において額を規定をすることといたします。

また、モノクロ単色刷りのコピーに加えて、カラー刷りの料金を加えました。条例では、モノクロ単色刷りは用紙1枚につき50円、両面は100円を上限の額とし、カラー刷りは1枚150円、両面300円を上限の額として規定をしまして、規則においてモノクロ単色刷りはこれまでどおり、1枚20円、両面40円。カラー刷りは1枚100円、両面200円とする予定です。説明は以上です。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

はい条例から規則に変えて機動的に利用状況を勘案して、最適化を図っていくということなんですけれども、最適化はここに書いてないんですけれども、コストの部分なのか利用率の部分なのか、どのあたりを判断基準にやっていくんでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

これは現在想定しているのは、利用状況ということになるかと思います。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

利用状況ということなんですけれども、現状をどうとらえていて、あるべき姿をどう考えているのかをお伺いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

主にですね、この度八千代、高宮、美土里の時間短縮を行いました。

これはまとめてお示ししましたように、様々なデータをもとに判断したつもりではあるんですが、それまでの例えば教育委員会議であったり、総合教育会議で委員の皆さんから意見が出ましたように、例えば土曜日を休みにしたらどうかとか、時間の方も今お示ししているのとは違う時間帯がいいんじゃないかというような意見もありましたので、これからその利用状況を見ながら、その辺も変更の可能性もあるのではないかと考えているところです。以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

ちょっと答弁が足らなかった。現状をどうとらえていて理想というかですね、目標、目的をどこに置くかという質問をさせていただきました。

○山根委員長

宮本次長。

○宮本教育次長

図書館の現状についてのご質疑ですが、基本は十分使っていただけてない。

これは、ここ2年間コロナの関係もあって貸出数も少ないですが、それ以外にも平日の利用等を見ましても、まだまだ我々がやるべきことはたくさんあるというふうにとらえております。

特に利用しやすい環境ということで、年末からキッズタイム。そういうことで、小さいお子

様をお連れしたお客さんが気兼ねなく来れる時間、そういうものもやっておりますし、また、先ほど課長が言いました、第2金曜日を定例の休みにしておりました資料整理日ということで。これは今からやるんで統計的にはございませんが、金曜日に本を借りて土日に本を読もうと思う人がおられるんじゃないかと。そういうことで、金曜日に資料整理日を行うということはやめて、休館しとる時間にやろうということで、少しでも利便性が担保できないかということを考えて取り組んでおります。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

現状について十分に使っていただけてない状況であるという認識は理解しました。

じゃあ十分に使っていただけている状況というのをどのように判断するのか、そのあたりで今お考えのことがあればお聞かせください。

○山根委員長

宮本次長。

○宮本教育次長

これについては、どうしても私の見解になると思うんです。

全国的にどの図書館はすごくて、そこはどうかというのはいろんな状況がありますが、基本的には、少なくとも土日に図書館にふらっと行きたいなど、市民の方が思える図書館がやはりしっかり使えていただけるのではないかと。

安芸高田市の場合は高齢化率も非常に高いんで、平日の昼間、これももちろん来ていただける方が、人口の中ではたくさんおられるというふうに考えております。そちらも含めて、今よりも来ていただきたいというふうに考えております。

○山根委員長

他に質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員

今、児玉課長にご説明いただいたんですが、手数料のところ、モノクロとカラー刷りというところの金額と、この条例に謳ってあるところのこの規則ですかね。その金額が異なってるのは、今回試してみられるのでこの金額になってるのか、これをちょっと聞きたいんですが。

モノクロ単色刷り 20 円。両面の時 40 円。カラー刷り 1 枚 100 円。両面の時 200 円なってますけど、条例については、モノクロ刷り 50 円。両面 100 円。カラー刷り 1 枚につき 150 円。両面 300 円となってますけど、これはちょっとこの違いをちょっとご説明いただければと思います。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

条例に定めている上限額なんですけれども、これについては図書館ではなく市のですね、内規になるんでしょうか、市のほうのコピー料金の定めの中で利用者自身の利益のために複写する場合の利用料金がこの金額になっています。

この金額を上限として、規則のほうはこれまでとおりのモノクロ 20 円としております。

カラーのほうは今回初めて規定をしていますので、他市町の状況も見ながら設定をさせていただいたところです。

以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

教育総合会議の中で、この休館日が今、週に1日とか祝日ぐらいな感じだと思うんですけども、この休館日をもっと絞っていくことで、来館者が空いてる日に集中していくんではないか。

そのことによって、住民の住民同士の交流が促進されるんじゃないかという意見を述べられた委員さんがいらっしまったと思います。

そのあたりについても今後、規則に条例から規則になったことで、機動的な対応として試していくような考えはおありでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

そのために、規則に今回定めさせていただいて機動的に改正ができるようにということで、今回改正させていただいております。

先ほど言われた総合教育会議での意見も承知しておりますので、今後、利用状況を見ながら、検討して参りたいと思います。以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

今、公共施設の見直しで2030年までに30%を削減していくというような話がある中で、図書館も地域からなくなってしまうんじゃないかと、危惧されるような声も耳にします。

実際、日に5人10人しか使っていないというような感も、日によってはですね、あるということを目にしておりまして、使わなければ必要ないんだろうなというふうに判断していくのは、仕方がないのかなとも思うんですが、どれくらい使ったらどれくらい利用したら、市としては十分活用されているというふうに認識されるのか、そのあたりのボーダーというかですね、考え方があればお聞かせください。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

ありません。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

ボーダーがないということですけども、逆に言うと図書館を削減の対象にしていくという考えは今のところ持ってないというふうに考えてよろしいですか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

いえ、削減の対象になり得ます。

なぜならば、公共施設はすべてその対象になるからです。

何を残して、何を残さないのか、選ぶというのがこれから我々が取り組まなければならない、非常に大きなテーマになると思います。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

現状からしてですね、削減していかなければいけないという状況なのはよく承知しているんですけども、住民としてどうしてもなくして欲しくないというのであれば、やはり使わないといけないというふうに思うんですけども、その基準が今ないというふうにおっしゃられて、じゃあ何を根拠に何を判断基準にここを削減する、ここは残すを決めていくのでしょうか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

すべては相対的な問題です。図書館それだけを見て存続すべきか廃止すべきかという議論はあり得ません。なぜならば、我々は図書館屋さんではないからです。図書館屋さん図書館ビジネスであれば、その収益性だけ見て黒字なら続ける赤字なら辞める。簡単なんですけどそうではないんですね。

行政としてあらゆるサービスを提供する責任があります。そうしたときに、たとえ図書館を1万人が使い続けたとしても、普段はなかなか使わない例えば病院、医療施設、天秤にかけたときにどちらが大事かを選ぶ。そういう選択だと捉えています。

多くの場合は後者を選ばれるんじゃないでしょうか市民は。図書館いつも行つとるけど、たまにしか行かない病院。どちらかと言えば、病院じゃないか。そういう難しい判断が迫られているという認識です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

であるならば今、これからいろんな機動的な対応をして、図書館の活性化を図ろうとしていると思うんですけども、それにあたって何かしら指標みたいなものがあって、そこに達するか達しないかで、やっぱり使わないんだねと。みんな残して欲しい使いたいんだね、必要なんだねというようなものが見えた方が住民としても納得感があるというかですね。総合的にというのはまあ、そうなんだろうと思うんですけども。ある程度指針基準を示して、いついつまでの期限で、こういう状況だったら閉じますよという方がですね、より少なかったからなくなるしょうがないよねと、納得感があるのかなというふうに思うんですけども。

そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

大変興味深いと思います。

ただその基準はどこでどうやって決めるか。これは選ぶと同じだけ難しい議論になるはずで  
す。要はその基準によって、生きるか死ぬかが決まるわけなんですよね。それ、すなわちもう  
選択をそこでするということになってくると思います。

それを、例えば市民の代表ですので、議員の皆さんが議会で決めるというのであれば、ぜひ  
取り組んでいただきたいと思います。

○山根委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 12 号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を起立により採  
決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第 12 号の審査を終了いたします。

ここで換気のため、14 時 20 分まで休憩といたします。

14 : 10 休憩

14 : 20 再開

## ⑤議案第 13 号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○山根委員長

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第 13 号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の  
件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○山根委員長

宮本次長。

○宮本教育次長

それでは、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例について要点  
を説明いたします。

本案は、吉田落合運動広場と吉田長屋運動広場の施設廃止に伴い所要の改正をするもので  
す。

なお、議案の詳しい内容につきましては、担当課長が説明をいたします。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

説明資料をご覧いただきたいと思います。

本条例は安芸高田市吉田長屋河川敷運動広場、安芸高田市吉田落合河川敷運動広場。2つの社会体育施設の廃止について提案をさせていただくものです。

資料2. これまでの経緯ですが、いずれの施設も国土交通省中国地方整備局の許可を得まして、河川敷運動広場として管理をしております、これまで市民等の使用に供してきたところです。

昨年令和3年8月の大雨によりまして、河川敷の表土が流出し復旧には相当の経費がかかること、今後同様の被災が想定されることから、復旧を断念しまして体育施設廃止の方針としたところです。

主な使用者ですが、それぞれ少年野球クラブが1団体で、団体と協議をさせていただきました、今後は代替施設を使用することで、理解をいただいております。

3. 今後の対応ですが、市が設置した構造物がございますので、国土交通省中国地方整備局の指示により、今後撤去する予定としております。説明は以上です。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

利害関係者とは協議をして理解を得たというふうに報告があるんですが、復旧には相当の経費がかかるというところで、どのぐらいの経費がいるんですか。そこを教えてください。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

昨年8月の大雨による被災によりまして、表土の流出による復旧ですが、見積もりを取りましたところ、長屋については約50万円、落合については約300万円、経費と見込んでおりました。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

復旧経費が50万円300万円かかるから、今後のことを考えてもこのグラウンドのことは使用を断念するんだというふうになるのかなと思うんですが、利用についてそれぞれ少年野球クラブが1団体使っていると書いてあるんですけど、そのチームに対しての出入りのチームもあろうと思うんですね。

出入りというのは、練習試合とかそこでの試合とかいうことも、私の経験した中ではそのグラウンドに行って試合をしたこともあるんですが、そういう意味じゃ、ここを中心に使っているそのチームにとっては、大切なグラウンドだったんだろうと思うんです。

理解されたというところで、これ以上のことは言ってもいけないのかなと思うんですが、今後の将来にわたって、このグラウンドがあるないじゃ、相当な青少年のスポーツ活動に影響するんじゃないかというふうに思うんです。

そのへんも考慮した上で、この団体が止めたんで廃止するというに至ったんでしょうか。先のことはどういうふうに考えられたのか。スポーツ活動の振興についてですね。

このグラウンドを廃止するのに、その辺の考慮はどのように考えられたか教えてください。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

今、お話がありましたように、もちろんそれを今まで利用されていた団体というのは大切な施設であることは十分理解できますけれども、1団体しか使っていないということが、これ大きな問題といたしますか、公共施設を今から整理していこうという中でですね、代替施設とあるということであれば、当然他の施設を十分に使っていただくということが、廃止の大きな理由になろうかと思えます。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

落合の河川敷はこの町の中の隣にあるグラウンドじゃと思うんですけど。

吉田小学校の生徒がですね、あそこで少年野球やるのに、5時から6時半、夏は7時過ぎぐらいまで練習しているんですが、親がおらんでもこの町なかにおる子は、自転車こいで行って練習ができるんですねあそこは。練習の時間になったら学校から帰って、5時から自転車こいでいけるようなグラウンドなんです。

長屋にしても郷野小学校がある頃は、近辺の子供が自転車こいで行って練習するような、グラウンドだった。郷野小学校が無くなって、あそこは少年野球はないんだろうと思いますが、吉田の少年野球はこの町なかの子が中心で、あそこのグラウンドで練習をしていたんですよ。

なんかチーム人数が減ったんで、今よそのチームと合併していると聞いたんですが、なくしてしまったら、そうゆう子の練習場、やろうかな思ったとき練習する場がなくなりますよね。

そういうことは、少年野球1チームが使いよるんだといっても、その1チームがこの旧吉田町の町なかの子が使っているということは、考慮の中に入れられなかったんですか。

なくなってもしょうがないと。そのチームが理解したんだからいいやと。

自転車をこいで、学校から帰ってきたら自転車で行かれる練習場所だったということは、どういうお考えですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

まず、落合グラウンドの代替という話が出たんですが、その1つが吉田運動公園です。

吉田小学校からの距離で言えば、どちらかという吉田運動公園が近いんじゃないでしょうか。

というのも含めて、たまたまですけども利用者、利用団体の中学生から使いたいんだけどと

いう申し出を私が直接受けました。

ここで今お話したような内容をしたところ、なるほどわかりましたと。その中学生はしっかりと中学生でも理解をしてくれました。以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本数博委員

その今の中学生というのは、長屋だろう思うんですよ。

そのこの落合のグラウンドは、小学校の生徒が使う少年野球のクラブが使ってたと思うんですね。

今、市長言われるのに、吉田運動公園も落合のところも変わりはないと言われるんですが、落合のところはどっちかいうと専用グラウンドで、吉田運動公園はいろんな人が使われとるんで、順番待ちとかいうふうになってこようと思うんですけど、そのへんは支障がなかったんでしょうか。少年野球の場合、小学校の場合ですね。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

落合のほうはおっしゃられるように、小学校、小学生が主に使われる少年野球のチームが使われてました。

それをその団体と協議をして、理解得たと言いましたけれども、実際には使われるのは吉田運動公園と、美土里の総合運動公園ですか。それを使われると聞いております。

団体が練習として使われる場所ですから、当然保護者の方も一緒に監督、使用者と一緒に練習する場として今まで使ってもらってましたので、その代替施設として、協議をして決めていただいたという経緯です。以上です。

○山本数博委員

利用者が理解したというので、もうこれ以上のことは言おうとは思わんですが、少年少女のスポーツ活動に携わってきたもんから言うたらですね、やっぱり身近なところに施設をして欲しいとこういう思いが重々あります。

近くで自転車こいでいけるようなところがあれば、親も手伝ってもらわなくてもいいようなところがあるんで、これからもいろんな施設の統廃合を考えるんだらうと思いますが、しっかり実情を把握する上にですね、加えて将来のことも考えてこういう提案をしていただきたいと、こういうふうに思います。以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

廃止の条例案を見る限り、国土交通省中国地方整備局の所有の土地をこれまで拝借していて、このたび返還するというふうに読めるんですけども、まずその認識で合ってますでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

国土交通省に占用許可申請をしまして、その許可いただいて使用していたということです。以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員

わかりました。であるとするのですね、今後、その場所を使いたいとなった時は国土交通省の中国地方整備局が窓口になるという理解でよろしいですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

おっしゃられる通り、これまで社会体育施設として使用していた部分については、そのようになると思います。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で議案第13号の審査を終了いたします。

## ⑥議案第14号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○山根委員長

次に、議案第14号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

それでは、安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例について要点を説明いたします。

本案は、歴史民俗博物館の利用促進を図るため、休館日について所要の改正を行うものです。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長の方から説明をいたします。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

説明資料をご覧くださいと思います。

安芸高田市歴史民俗博物館の休館日を月曜日から火曜日に改正をするものです。

改正理由ですけれども、主要な改正点はそこにありますように3点ございます。

(1) 歴史民俗博物館は県外からの来館も多く、土曜日日曜日に月曜日を加えた日程で旅行される来館者に対応するためです。

(2) 近隣の三次市、北広島町の類似施設は月曜日が休館日であり、異なる休館日とすることにより、月曜日の来館を促進をするものです。

(3) 道の駅三矢の里安芸高田、休憩情報発信棟と定休日が火曜日であることから、月曜日に道の駅で博物館の情報を得た方が来館をできるようにする。

また道の駅で貸し出しをしている電動アシスト付自転車の自転車散走マップにも、施設紹介をされているところであり、休館日を合わせることが望ましいと判断したところでございます。説明は以上です。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほどのプールと一緒になんですけれども、休館日が変更になるということで、各曜日別の来館者数の状況を教えてください。

○山根委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

曜日別の利用者数ですが、先ほどの温水プールと同様に平成31年度の数字ですけれども、その数字を見ますと、火曜日から木曜日にかけては数字は後程申し上げますが、あまり変わりがない。金土日が多い状況があります。

具体的に言いますと、火曜日が1日当たりの平均利用人数が約24人、水曜日が22人、木曜日が24人、金曜日が28人、土曜日が51人、日曜日が62人となっています。

ちなみに月曜日なんですけれども、月曜日は休館日なんですけど、この日が祝日であった場合は開館することになります。

その際ですね、平成31年度の数字を見ますと、開けた日が10日間あるんですが、この10日間の平均利用人数が80人となっています。

祝日ということが多いということがあるんですが、土日よりも多いということで、月曜日であっても土日続きの月曜日ということであれば、潜在的な需要があるのかなと考えているところなんです。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 14 号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を、起立により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数であります。

よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で議案第 14 号の審査を終了いたします。

## (7) 報告事項【教育委員会】

### ①みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について

○山根委員長

次に「みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について」報告を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長

それでは「みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について」要点を説明いたします。

これは、昨年 9 月の補正で予算を計上していたしまして進めておりました、各閉校になりました学校の不動産鑑定等の評価が出ましたので、それに基づいて説明をさせていただくものです。

詳細につきましては担当課長の方から説明いたします。

○山根委員長

柳川教育総務課長。

○柳川教育総務課長

では報告の 1 件目廃校プロジェクトの進捗状況でございます。

資料 1 をご覧ください。

前回 9 月の委員会で応募状況については報告をさせていただきました。

今回 1 の概要に記載をしておりますとおり、民間からの事業提案を受けて、この間財産管理課と連携をし、不動産の鑑定評価を行い、金額提示の準備をしてきたところでございます。

2 の現在の進捗状況についてですが、2 月の下旬から個別に貸付金額、あるいは売却金額の提示を行っております。

本来の土地とか建物の貸付けにつきましては、貸付要綱というものがございまして、それによると、固定資産税評価額に相当する額に、4%なり、あるいは 12%なりという基準がありましたので、これでいくとそれぞれの年間の使用料が 1,000 万以上になってしまうということがありましたので、それではなかなか借り手がない。

よって見直しをした結果の金額を、今提示をしております。

これから相手方と協議を進めながら地元への説明を経て、事業開始に向けて取り組みたいと考えております。

今後の協議につきましては、午前中の財産管理課が報告をしましたが、民間提案制度、このプランに沿って、資金計画であるとかその他必要書類を提出をいただいて、公益性あるいは実現性等の観点から、審査委員会により審査を行って、採択を決定していくという形をとろうと思っております。

現在の応募状況は次のページです。

全部で7件ございますが、2番と7番につきましては、特に相手からの希望される特定の場所もなく、また、あくまでもどこかの空きスペースで、一時的にかつ部分的に使用したいということがございますから、これについては、4番の部屋貸しを行う運営者となる実行者を募集するという提案をされている、4番のグループの方に紹介をしたいというふうに思っております。

よって他5件について現在金額提示を行っておりますが、概ね前向きな感触を得ておりますので、今後民間提案制度の審査に向かうことで話を進めたいというふうに考えております。状況は追ってまた報告をさせていただきます。1件目の説明は以上でございます。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、ご不明な点等、質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

賃貸価格買取価格について固定資産税の評価額の4%、12%という話がありましたが、それでは高すぎるということで、現状どういう計算式、どういう計算方法で提示をしているのでしょうか。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

不動産鑑定士を入れまして、安芸高田市内の実際のこういった土地の取引であるとか、建物の取引、そういう件数はないんだろうと思うんですけど、そういった実勢価格といいますか、そういったところを勘案して価格を算出をしております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

当面皆さん賃貸借希望ということなんですけれども、いずれの建物もですね、いずれ解体処分が必要で、本来であればその解体処分というのは、行政が負担すべきものであるはずだと思います。

その前提で、家賃収入で入ってきたものをそこにプールしておく基金にするとか、そういった考えっていうのは今ありますでしょうか。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

これからの検討になると思いますけれども、そういった手法も検討の一つとして考えていきたいというふうに考えます。

もう1点、売却の場合は、その除却の費用を引いた形での提案になっておりますので、売却の際はそういった形で進めたいというふうに考えています。以上です。

○山根委員長

他に質疑ありませんか。

山本優委員。

○山本優委員

金額提示をされとるということですが、この各施設について、どのぐらいの応募者がおられますか。まだ1社ずつぐらいか。何社あるかというのを説明ください。

○山根委員長

柳川課長。

はい現在、それぞれの施設で1件ずつの応募となっております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について」の報告を終了いたします。

## ②中学校統合について

○山根委員長

次に「中学校統合について」報告を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長

中学校の統合について、資料等取りまとめを行いました。

それについてご説明したいと思いますので、詳細については担当課長の方から説明をいたします。

○山根委員長

柳川教育総務課長。

○柳川教育総務課長

それでは2件目中学校統合についてでございます。

資料2をお願いいたします。

子供たちに、よりよい教育環境整備するため、統合事業を着実に進めるという方針で、今年度2回の総合教育会議を開催をし、市長と教育委員との意見調整を行ったところでございます。

総合教育会議の内容といたしましては、生徒数や学級数等、現状を確認するとともに精査を行いました。また、保護者等に情報開示をして、周知説明しながら事業を推進するということを確認しております。

今後の取り組みといたしましては、まずは検討資料をもとに保護者への説明会を実施をしたいというふうに考えております。

ただし、新型コロナウイルスの関連もございますので、まん延防止の重点措置が終了した後ということになると思いますが、小学校区単位での説明会を予定しております。

これについては4月になってから、それぞれ学校で開かれるPTA総会あたりを、今、予定して調整したいというふうに考えております。

次に、民意の把握ということで、説明会を行った後に、保護者や児童生徒にもアンケートを行って、いろんな関係団体、民生児童委員協議会であるとか、あるいは学校運営協議会等関係機関への周知を行いながら、取り組みたいというふうに考えております。

令和4年度の取り組みといたしましては、民意を踏まえた上で計画を策定し、教育委員会会議で方針決定することとしております。

次のページから、パワーポイントの説明資料ということで添付しておりますが、パワーポイントの2ページ目ですね。まずは、2ページが生徒数の全体の予測と下側が学校別の予測。それから3ページの上側が、校数の案と組み合わせのパターン。それから3ページ下から4ページ上にかけてが、組み合わせ後の生徒数の予測。それから5ページ下から6ページ上にかけてが、組み合わせ後の学級数の予測。6ページ下から7ページ上にかけてが、学年平均人数の予測となっております。

これらのほか、その他の検討項目として、部活動の実態であるとか施設整備費や、通学費用の試算、それから教職員の配置の状況、あるいは教育内容の検討といったような資料も開示をしながら、十分に説明を行いながら事業推進していくことというふうに考えております。説明は以上でございます。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、不明な点等、質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本数博委員

4番の当面の取り組みなんですけど、各校のPTA、直接受益者ですね。そういうところが対象になってるように思いますけど、地域の住民の人ですね。そこらの方は、どのように考えておられるのでしょうか。民意の把握というところでね。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

学校運営協議会等でも話をしていこうと思いますし、その中には地元の方も参画してらっしゃると思います。

民意の把握については、アンケート以外にも、例えばこれまでもやっておりますけれども、パブリックコメントとか、そういった形でいろんな意見を把握したいというふうに考えております。以上です。

○山根委員長

他に質疑ありませんか。

山本優委員。

○山本優委員

この計画は大体どのぐらいの期間で達成するような計画されておりますか。

○山根委員長

答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長

なるべく早く子供たちの教育環境を整えたいという思いで、速やかに計画を進めたいというふうに考えております。以上です。

○山根委員長

山本優委員。

○山本優委員

なるべく早くと言うのはわかりますが、ある程度目標年度を決めてやられた方がいいと私は思います。

それと統合校ですが、あと何年かして今の向原のトンネルが開通したら、向原からの交通量も吉田に向かって便利になるわけですよね。そういうことも視野に入れて、組み合わせをしっかりと検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長

ご指摘の点も十分考慮しながら、いろいろ地理的なこととか、そういったところを考慮しながら検討していきたいというふうに考えます。以上です。

○山根委員長

他に質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

保護者アンケート児童生徒アンケートとかあると思うんですけども、この資料に先ほど加えた部活動の状況とか、そういったことを加えたもので説明されるという方針でしょうか。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

パワーポイントの一番後ろに、その他検討項目と入れておりますけども、部活動の実態のほか、こちらに記載をしてあるような検討項目をもとに、それも説明をしてアンケートを取りたいというふうに考えております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

南澤委員。

○南澤委員

パブリックコメントも使いながら、民意を把握していくということだったんですけども、ぜひ長い期間で1週間とかではなくてですね、1ヶ月ぐらいとっていただいでですね、十分に広報をした上で、知らなかったということはないような状況で、パブリックコメントを取っていただくようお願いしたいと思いますけど、そのあたりはどのような考えをお持ちでしょうか。

○山根委員長

柳川課長。

○柳川教育総務課長

十分周知をして、期間も確保しながら進めたいというふうに考えております。以上です。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

そのために今、市民の代表であり代弁者である皆様にお伝えをしています。よろしくお願ひします。

○山根委員長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、中学校統合についての報告を終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩といたします。

14:53 休憩

15:00 再開

### 3. 陳情・要望等審査

#### (1) 『『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知すること』に関する陳情

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、陳情要望等の審査に入ります。

『『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力株式会社に決議したことを通知すること』に関する陳情の件を議題といたします。

陳情の内容について事務局より説明をいたさせます。

森岡事務局長。

○森岡事務局長

それでは陳情の要旨等説明をさせていただきます。

この陳情はですね、島根原子力発電所2号機の再稼働しないことを決議し、島根県及び中国電力に決議したことを通知することに関する陳情ということでございます。

本市吉田町在住の方と、広島市佐伯区の島根原発再稼働をとめよう連絡会の代表者の方、連名で昨年12月9日付で提出がございました。同日付けで処理をさせていただいております。

この要旨でございますけれども、安芸高田市では島根原発で事故が起きた際に、原発から30キロメートル圏内の島根県の住民の避難者を受け入れることになっておりますが、事故の際は放出される放射能で、地域住民も避難や放射能浴びる危険な状況となり、原発が再稼働すれば事態の回避が不可能であると述べられております。

また、島根原発の2号機は1989年の操業開始から40年に近づく施設であり、国も40年を越す原発の運転はしないと断言していることから、廃炉することが賢明とも述べられております。

以上のことから、島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議し、島根県と中国電

力に決議を通知することを求める内容となっております。

詳細な理由と関連説明については、陳情書についております記載の内容のとおりとなっております。

なお資料として、決議書これの案と、広島市の市民団体が各自治体に送った質問状、それから回答の集計結果などが添付をされております。

あわせて参考資料といたしまして、島根原発に関連する松江市それから松江市議会、この記事が中国新聞に掲載されておりましたので、写しを配付させていただいております。

さらに追加といたしまして、カラー刷りの島根原発原子力災害発生時の、安芸高田市への影響というものからの両面刷りのものを添付させていただいておりますので、ご参考いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○山根委員長

意見等ある方は発言を願います。

南澤委員。

○南澤委員

今説明がありましたカラー刷りの資料をご覧いただきたいと思うんですけども、これ私が調べ、調査をして作成したものです。

まずカラーの地図の載ってるほうですね。これは株式会社環境総合研究所の青山貞一さんという方が作成しているものなんですけれども、安芸高田市と島根原発の関係でいいますと、北北東の風、風速2メートルで、もし事故が起きたときにそういう状況だった場合にですね、約5マイクロシーベルトからですね、0.2マイクロシーベルトの放射線、空間線量率になってくるというふうにシミュレーションがされています。

下の表を見ていただくと、これ私調べてびっくりしたんですけども、広島県の風向きを見てみますと、一番多い風向きが何とこの北北東の風が一番多いと。加えて、左隣の平均風速を見てみますと、このシミュレーションだと秒速2メートルですが、平均風速2メートル以上3.5とかですね3.1から4.1ぐらいまでの値が出ているということで、万一事故が起きた場合に安芸高田の方に向けて、放射能が来るという可能性は結構あるんだなということを確認しました。

加えて裏のページを見ていただきたいと思うんですけども、広域避難受け入れ体制の課題ということで、先ほど説明資料の中にもありました広域避難者受け入れマニュアルが作成されますかという質問があったので、これについてちょっと調べて参りました。

安芸高田の場合は出雲市からですね5,550人の方が避難されてくるという計画になっておまして、それぞれですね一般の市民の方と介護とかですね、要介護者や施設入所者を受入れる広域福祉避難所の2つのパターンに分けて迎え入れるというふうで受け入れるというふうにマニュアルで作成されております。

その中でまず収容人数についてはですね、陳情書にあるとおり2平方メートル当たり1人という面積の割合で準備されています。

しかしこれは、今のコロナ禍においてはですね、4平方メートルあたり1人という数値になっていまして、コロナの状況だと収容人数が間に合わないというような状況であります。

加えてこの避難所に甲田中学校、高宮小学校、川根小学校、愛郷小学校など、今、学校が運営されているところの教室、体育館、駐車場、校庭は駐車場なんですけども、教室や体育館が避難所として指定されています。これ避難する際、授業をどうするんだということを、昨日危

機管理課に確認したんですけれども、そのへんのあたりのことは明確な回答が得られていない状況です。

それから広域福祉避難所に指定されている福祉センターとか人権会館のようなものですが、管理運営業務は、避難時施設管理者が行わなければいけないとなってるんですけれども、そのことが指定管理者に周知できてますかと問い合わせたところ、それも周知ができていないという状況です。

また、避難者 5,550 人に対して毛布の備蓄、確認したところ現在は 2,200 枚あまり、半分ということで、冬場になった場合、十分な受け入れ体制ができているとは言えないというような状況、介護用の資材も十分なものがあるとは言えない。

また、体育館などでは最低限の暑さ寒さ対策を整えなければいけないとなっておりますが、それも十分ではない。

加えて避難所開設の準備する時には、あらかじめ要員を定めておいて、それを招集することになってるんですけれども、現在のところ要員が定まっていないという状況があります。

また避難者の収容人数なんですけれども、例えばクリスタルアージュで 645 名だったり、甲田ミュージズで 384 名という収容人数なんですけど、今年の 8 月豪雨災害があった際、クリスタルアージュ最大 1 番多いときでも 429 名。ミュージズでも 140 名までしか受け入れた経験がない。

そういった中で、果たしてこれだけの規模の人数をちゃんと受け入れられるのか、そういったあたりを考えると、この陳情書にあるとおり、受け入れることが果たしてできるのか、実行するには大きな困難が控えてますという表現になってますが、あながち大げさな表現ではないなというふうに思います。

こういった状況をぜひ皆さんご承知おきいただいでですね、陳情の扱いの参考にさせていただければと思います。以上です。

○山根委員長

他に発言はありますか。

山本優委員。

○山本優委員

この陳情書はよく理解はできるんですが、これは島根県のもそうなんですが、先ほど資料をいただきましたが、松江市も容認されております。

電力会社の安全対策等しっかり行ってもらい、また地元行政機関と安全協定を結ぶ中で、島根や周辺市町の再開判断だろうと思います。こういうふうに容認されておることについて。

原発の新規建設には反対しますが、現状で電力が不足しております。安芸高田市も島根原発から電力供給を受けております。

電力の安定供給は、これから原油高で難しくなってくるのではないかと考えております。

今後のエネルギー確保が必要であり、安全対策と検証をしっかり行って、地元との安全協定を確実に進めた上で、原発再稼働の方向で変わりがないのではないかと考えております。

そういう理由で、島根原子力発電所 2 号機の再稼働をしないことについては、反対する立場で決議したいと思います。

○山根委員長

発言がありました。他に発言はありますか。

武岡委員。

○武岡副委員長

16日の中国新聞の方に、立地自治体の松江市が再稼働に同意をしたということでございますが、また周辺の出雲、安来、雲南市これらについては、今後議論が大詰めを迎えておると。

それで年度内にそういった最終の判断がなされるんだろうと思うんですが、それと特に立地自治体である松江市が再稼働に同意したということの事実と、それと同じく島根県ですね、これらの判断がまだ出てないと思うんですが、そこらのところを見極めた上でこの陳情を採択するかどうかということを決めた方がいいんじゃないかと思うんです。当然県内の各市町のほうも、こういった受入れのことの協定があるわけです。当然各市町の方も同様の陳情が行っとるんだろうと思うんですね。

ですからそういった地元の島根県ですね、そこらの判断の状況が、おそらく今の段階では出てないんで、6月頃になるようなこともお聞きしておるんですが、そこらの判断を待って、それと周辺自治体の状況とか、県内市町の各状況等も踏まえた上で、この陳情書を採択したかどうかと思います。

ですから本議会においては、継続審議といったような形で取り組んだらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山根委員長

今、3人の委員から発言ございました。

他に発言はありませんか。

(発言なし)

発言なしと認め、以上で意見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

15:16 休憩

15:24 再開

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど、意見をいただきました。

その中で暫時休憩中に採決の方法について協議する中、武岡副委員長からありました継続審査に向けて現在の状況は、地元自治体は容認に向けているけれども、県の方は今後について動きを確認する必要がある。

さらには南澤委員からは、避難先としての対応についてしっかりと考えていくことも必要であり、また今後については所管事務についても、この委員会として、調査する必要があるんじゃないかというようなご意見がございました。

願意については、島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議しということですが、今後の周辺市町、また地元島根県への動き等をしっかりと確認し、判断をしていくという方向で、皆さんのご意見がまとまったように感じております。

それについて今後については、採決の方法について、継続審査といたしたいと思いますが、お諮りいたしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

島根原子力発電所2号機の再稼働をしないことを決議し、島根県及び中国電力に決議したことを通知することに関する陳情の件を、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数) ※全員起立

起立多数と認め、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、島根原子力発電所2号機の再稼働しないことを決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知することに関する陳情の審査を終わります。

#### 4. その他

○山根委員長

続いて、その他の項に入ります。

意見等ある方は発言を願います。

新田委員。

○新田委員

所管事務調査で、今回の第1回定例会において所管事務として、SNSの今、現状について、取り上げていただきたいということと、今現在の広報活動についてそれも含めた上で、今、安芸高田市の市広報、それからSNSの状況等も含めて、今の現状を報告を市の執行部からいただきたいということを考えております。

きっかけは昨年6月第2回定例会一般質問においても、SNSの効果や課題今後の取り組みをしっかりと見ていきますということで私も一般質問させていただいて、市長の方からも、ハッシュタグあきたかたんの効果を検証していきたい旨の思いをお聞かせいただいておりますので、そのへんも含めてですね、聞いていきたいということとか、あとはクリスタルアーchioの市民ホールのところのユーチューブ配信、もしくはズームを使つての配信するインターネット環境があまり良くないということも聞いてますので、そのへんも所管事務としてお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。以上です。

○山根委員長

他に意見ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

先ほどの陳情の案件で、島根原発の原子力災害発生時の広域避難受入体制について、しっかりとした体制をとっていく必要があると思っておりますので、そのことを所管事務調査の案件に挙げさせていただきたいと思っております。

○山根委員長

他にご意見ありませんか。

現在2件の所管事務調査の意見はございますが、皆さんはどのようにお考えでしょう。

この2件を所管事務調査として取り上げるかどうかをお諮りいたします。

本委員会の所管事務調査事項は、初めにありました市の情報発信の充実について、そして2点目に出ております島根原発事故時の避難問題受け入れ体制ですね、原子力災害時等における広域避難に関する安芸高田市としての対応について…。ちょっとお待ちください。

暫時休憩といたします。

15:32 休憩

15:35 再開

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

今回2件の所管事務調査のご発言がありました。

まず1件目市の情報発信の充実についてを、今回の会期中においては委員会として取り上げさせていただき、広域避難所の対応についてはですね、今後しっかりと所管事務調査を行って、協議するという形にさせていただきたいと思います。

さらには閉会中の継続調査にも盛り込みますので、よろしく願いいたします。

それでは所管事務調査についてお諮りいたします。

本委員会の所管事務調査事項は、市の情報発信の充実についてに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員会の日程をいつにするかを皆様にお諮りしたいと思います。

いかがいたしましょう。

暫時休憩いたします。

15:37 休憩

15:41 再開

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、所管事務調査についてお諮りいたします。

本委員会の所管事務調査事項は、市の情報発信の充実についてに決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めさよう決定いたしました。

なお、委員会を3月15日13時半から行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、会期中に所管事務調査を、3月15日の委員会で行うことになりましたので、閉会中の継続調査事項についても、次回の委員会で協議させていただきます。

南澤委員。

○南澤委員

閉会中の継続調査事項の案が今、机の上にはありましたが、この12番で要検討というふうになっているのこれはどういうことでしょうか。

○山根委員長

次回に取り上げます。

○南澤委員

わかりました。

○山根委員長

よろしいですか。

その他皆さんから何かございませんか。

(なし)

ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。

なお本日の議案審査に係る委員会報告書の作成については、皆さんからご意見等ありましたらご発言願います。

(意見なし)

それでは委員会報告書の作成については、私にご一任いただきたいと思います、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上で本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

これをもって第8回総務文教常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

**【閉会 15 : 41】**

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 総務文教常任委員長

# 第 8 回総務文教常任委員会会議日程

と き 令和 4 年 3 月 2 日  
と ころ 議 場

## 1. 開 会

## 2. 議 題

### (1) 議案審査【総務部】

- ①議案第 3 号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ②議案第 4 号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

### (2) 報告事項【総務部】

- ①開庁時間の変更について
- ②組織体制の改編について
- ③安芸高田市民間提案制度の策定について

### (3) 議案審査【企画振興部】

- ①議案第 5 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

### (4) 報告事項【企画振興部】

- ①都市計画マスタープランについて

### (5) 報告事項【消防本部】

- ①北部分駐所の運用の一部変更について

### (6) 議案審査【教育委員会】

- ①議案第 9 号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例
- ②議案第 10 号 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例
- ③議案第 11 号 安芸高田市温水プール設置及び管理条例
- ④議案第 12 号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- ⑤議案第 13 号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ⑥議案第 14 号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

(7) 報告事項【教育委員会】

- ①みんなの廃校プロジェクト事業の進捗状況について
- ②中学校統合について

3. 陳情・要望等審査

- (1) 『『島根原子力発電所2号機の再稼働をしないこと』を決議し、島根県及び中国電力(株)に決議したことを通知すること』に関する陳情

4. その他

- (1) 閉会中の継続調査について

5. 閉 会